

第 57 号議案

加東市消防団条例の一部を改正する条例制定の件

加東市消防団条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 9 月 3 日提出

加東市長 安 田 正 義

加東市条例第 号

加東市消防団条例の一部を改正する条例

加東市消防団条例（平成 18 年加東市条例第 178 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号中「懲戒免職」を「第 10 条の規定により懲戒免職」に改め、同号を同条第 2 号とし、同条第 4 号中「前 3 号」を「前 2 号」に改め、同号を同条第 3 号とする。

第 9 条第 2 項中「前項第 1 号又は第 2 号」を「第 7 条第 1 号」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

第57号議案 要旨

加東市消防団条例の一部改正（要旨）

1 改正理由

成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されないよう、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第37号）が令和元年6月14日に公布され、地方公務員法等各種の法律において、欠格条項の規定から成年被後見人等が撤廃されることに伴い、法の趣旨に則り、所要の改正を行うものである。

2 改正内容

- (1) 欠格条項から成年被後見人等を削除すること及びそれに伴う号ずれ並びに文言の整理を行うこと。（第7条関係）
- (2) 引用条項の修正を行うこと。（第9条関係）

3 施行期日 公布の日

新 旧 対 照 表

現 行	改 正 案
<p>(欠格条項)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>成年被後見人又は被保佐人</u></p> <p>(2) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(3) <u>懲戒免職</u> _____ の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(4) <u>前3号</u>に掲げるもののほか、消防団員として不適当と認められる者</p> <p>(分限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 消防団員は、<u>前項第1号又は第2号</u>に該当するに至ったときは、その職を失う。</p>	<p>(欠格条項)</p> <p>第7条 次の各号のいずれかに該当する者は、消防団員となることができない。</p> <p>(1) <u>禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者</u></p> <p>(2) <u>第10条の規定により懲戒免職</u>の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者</p> <p>(3) <u>前2号</u>に掲げるもののほか、消防団員として不適当と認められる者</p> <p>(分限)</p> <p>第9条 (略)</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>2 消防団員は、<u>第7条第1号</u> _____ に該当するに至ったときは、その職を失う。</p>